



三重県公報

令和3年7月16日 (金)

第 226 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
123	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
告 示			
478	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 がい 福 祉 課)	3
公 安 委 告 示			
57	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	3
訓 令			
9	三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(ものづくり産業振興課)	4
公 告			
	ふぐ処理者試験の実施	(食 品 安 全 課)	5
	指定管理者の募集	(ダイバーシティ社会推進課)	5
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	6
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	7
	同件	(同)	7
	建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(同)	8
人 事 委 公 告			
	令和3年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(人 事 委 員 会)	8
	令和3年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(同)	10
	令和3年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施	(同)	11
	令和3年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の実施	(同)	13
	令和3年度三重県警察官A採用候補者試験(2回目)の実施	(同)	14
	令和3年度三重県警察官B採用候補者試験の実施	(同)	15

規 則

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年七月十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二百二十三号

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（略）</p> <p>2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>第十条（略）</p> <p>2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>第二十二条 第十条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。</p>	<p>第二十二条 授産施設の設置者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 授産施設の設置者は、当該授産施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>第二十七条 第十条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。</p>	<p>第二十七条 宿所提供施設の設置者は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 宿所提供施設の設置者は、当該宿所提供施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

附 則

- この規則は、令和三年八月一日から施行する。
- この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第十条第二項（新規則第十八条、第二十二條及び第二十七條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

告 示

三重県告示第 478 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スギ薬局鈴鹿野町店	鈴鹿市野町中二丁目 12 番 5 号		薬局	令和 3 年 7 月 1 日
薬局	スギ薬局采女店	四日市市采女町 1869 番地 1		薬局	令和 3 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ここよ	津市垂水 522-1		訪問看護	令和 3 年 7 月 1 日

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 57 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 3 年 10 月 28 日（木）	令和 3 年 10 月 12 日（火）から同月 15 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
2	中型自動車免許	令和 3 年 10 月 1 日（金）	令和 3 年 9 月 6 日（月）から同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
3	準中型自動車免許	令和 3 年 8 月 26 日（木）	令和 3 年 8 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
4	普通自動車免許	令和 3 年 8 月 25 日（水）	令和 3 年 8 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 3 年 9 月 2 日（木）	令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 3 年 9 月 30 日（木）	令和 3 年 9 月 6 日（月）から同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和 3 年 8 月 27 日（金）	令和 3 年 8 月 10 日（火）から同月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
8	けん 牽引免許	令和 3 年 9 月 2 日（木）	令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和 3 年 9 月 3 日（金）	令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和 3 年 9 月 3 日（金）	令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和 3 年 9 月 3 日（金）	令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 20 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和3年10月28日(木)	令和3年10月12日(火)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和3年10月1日(金)	令和3年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和3年8月26日(木)	令和3年8月10日(火)から同月13日(金)までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和3年8月25日(水)	令和3年8月10日(火)から同月13日(金)までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和3年9月2日(木)	令和3年8月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和3年9月30日(木)	令和3年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和3年8月27日(金)	令和3年8月10日(火)から同月13日(金)までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和3年9月2日(木)	令和3年8月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和3年9月3日(金)	令和3年8月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和3年9月3日(金)	令和3年8月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和3年9月3日(金)	令和3年8月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 内線 432・433）へ問い合わせてください。

訓 令

三重県訓令第9号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

三重県職員の職務発明等に関する規程（昭和48年三重県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織等) 第 15 条 (略) 2 会長は、雇用経済部の商工を担当する <u>次長級以上</u> <u>の職員</u> をもつて充て、会務を総理し、審査会を代表 し、会議を招集する。 3～6 (略)	(組織等) 第 15 条 (略) 2 会長は、雇用経済部の商工を担当する <u>副部長</u> をも つて充て、会務を総理し、審査会を代表し、会議を 招集する。 3～6 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和 2 年三重県条例第 53 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定するふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 学科試験 令和 3 年 10 月 12 日 (火)	ア 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	ア 松阪市上川町 212-2 ワークセンター松阪
イ 実技試験 令和 3 年 10 月 13 日 (水)	イ 午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで	イ 松阪市上川町 212-2 ワークセンター松阪

2 試験方法

学科試験及び実技試験

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 3 年 8 月 18 日 (水) から同月 27 日 (金) まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和 3 年 8 月 27 日当日消印有効）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

次のとおりみえ県民交流センターに係る指定管理者を募集します。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

(1) 名称

みえ県民交流センター

(2) 所在地

三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

(3) 規模等

開設 平成 13 年 4 月

面積 2,329 m²のうち指定管理対象 975.4 m²

構造 鉄骨造

2 指定期間（予定）

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) みえ県民交流センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- (3) センターの利用料金の收受等に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他センターの管理上必要な業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手續等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和3年7月9日（金）から同月21日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。

なお、郵送を希望する場合は、宛て先を明記し250円分の切手を貼付した返信用封筒（角2）を同封の上、7の場所宛てに令和3年7月21日（水）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

センターで、令和3年7月28日（水）午前10時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和3年9月6日（月）から同月17日（金）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和3年9月17日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基にみえ県民交流センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階
 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課NPO班 担当 中嶋
 電話 059-222-5981
 ファクシミリ 059-222-5984
 電子メール seiknpo@pref.mie.lg.jp

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和3年7月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
にはんぎらいす 株式会社	津市	津市白山町二本木大久保 5275 ほか 158 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和3年7月16日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出

がありました。

令和3年7月16日

三重県知事 鈴木英敬

名古土地改良区（多気郡多気町波多瀬 1607 番地）

就任理事

多気郡多気町波多瀬 1614 番地
 " " " 1693 番地
 " " " 1733 番地 2
 " " " 1675 番地
 " " " 1653 番地 3

山本 忠
 坂口 藤雄
 坂口 陽子
 坂口 吉春
 山本 正幸

就任監事

多気郡多気町波多瀬 150 番地
 " " " 1667 番地

高橋 幸照
 田牧 久代

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和3年7月16日

三重県知事 鈴木英敬

垂水土地改良区（津市藤方 1491-2）

退任理事

津市垂水 1080
 " " 1097
 " " 847
 " " 1026-1
 " " 999-1
 " " 857
 " " 1007-1
 " " 666

浅田 康功
 田中正義
 市川 静男
 下井 弘
 河辺 政本
 田中 秀和
 坂口 清
 奥田 義徳

退任監事

津市垂水 844
 " " 827

市川 正宏
 奥田 眞

就任理事

津市垂水 1080
 " " 1097
 " " 847
 " " 1026-1
 " " 999-1
 " " 857
 " " 1007-1
 " " 666

浅田 康功
 田中正義
 市川 静男
 下井 弘
 河辺 政本
 田中 秀和
 坂口 清
 奥田 義徳

就任監事

津市垂水 844
 " " 827
 " 藤方 1489-7

市川 正宏
 奥田 眞
 中山 英二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和3年7月16日

三重県知事 鈴木英敬

員弁町坂東溜土地改良区（いなべ市員弁町市之原 870 番地）

退任理事

いなべ市員弁町市之原 1700 番地 1	渡 辺 実 生
" " " 973 番地	奥 岡 一 八
" " " 870 番地	奥 岡 司 朗
" " " 914 番地	水 貝 洋 信
" " " 932 番地	水 貝 眞 一

退任監事

いなべ市員弁町坂東新田 97 番地 5	奥 岡 一 彦
" " 市之原 922 番地	奥 岡 文 忠

就任理事

いなべ市員弁町市之原 870 番地	奥 岡 司 朗
" " " 932 番地	水 貝 眞 一
" " 坂東新田 97 番地 5	奥 岡 一 彦
" " 市之原 1700 番地 1	渡 辺 実 生
" " " 1721 番地	奥 岡 秀 祐

就任監事

いなべ市員弁町市之原 973 番地	奥 岡 一 八
" " 坂東新田 141 番地 17	太 田 清

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 3 年 7 月 7 日	株式会社 千代田不動産 代表取締役 近藤 利一	愛知県津島市宇治町字 石畑 156-1	A	5.0	11.1	
			B	6.0	24.2	
			C	5.0	34.9	

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 7 月 2 日	いなべ市員弁町西方字菖蒲池 1048-1 ほか 4 筆	いなべ市員弁町西方 538-2 株式会社マルデ鋳器 代表取締役 出口 博 一
令和 3 年 7 月 5 日	多気郡明和町大字齋宮字北野 3645 の一部ほか 3 筆	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 稲 葉 米 松阪市下村町 862-6 株式会社ボックス 代表取締役 久 保 記 子

人 事 委 公 告

令和 3 年度三重県職員採用候補者 B 試験及び C 試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 7 月 16 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B試験

試験区分	採用予定数
警察事務	約7名
司書	約2名

(2) C試験

試験区分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約9名
自然分野	農業	約3名
	林業	約2名
工学分野	総合土木	約7名
警察事務		約5名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) B試験

- ア 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

(2) C試験

- ア 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第1次試験

(1) 試験種目

- ア B試験
 - 警察事務及び司書
 - 教養試験及び専門試験
- イ C試験
 - (ア) 一般事務及び警察事務
 - 教養試験
 - (イ) 農業、林業及び総合土木
 - 教養試験及び専門試験

(2) 試験日

令和3年9月26日（日）

(3) 試験会場

- ア B試験
 - 三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）
- イ C試験
 - 三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）
 - 三重県立伊勢まなび高等学校（伊勢市神田久志本町1560）
 - 三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町1-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目
 - ア B試験
論文試験及び総合人物試験
 - イ C試験
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和3年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所
- 7 受験申込み
申込みは原則としてインターネットに限り、三重県採用案内ホームページ（URL：http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/）から申し込んでください。
- 8 受験申込の受付期間
令和3年7月16日（金）から同年8月23日（月）までとします。
なお、令和3年8月23日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。
- 9 採用
この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。
採用の時期は、令和4年4月1日の予定です。
- 10 その他
 - (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験案内を配布します。
 - (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和3年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験を次のとおり実施します。

令和3年7月16日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

(1) B試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約22名

(2) C試験

試験区分	採用予定数
学校事務	約3名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) B試験

ア 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(2) C試験

- ア 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

5 第1次試験

(1) 試験種目

- ア B試験
教養試験及び専門試験
- イ C試験
教養試験

(2) 試験日

令和3年9月26日(日)

(3) 試験会場

- ア B試験
三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)
- イ C試験
三重県立津高等学校(津市新町3-1-1)
三重県伊勢まなび高等学校(伊勢市神田久志本町1560)
三重県尾鷲庁舎(尾鷲市坂場西町1-1)

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

- ア B試験
論文試験及び総合人物試験
- イ C試験
作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和3年10月下旬から同年11月上旬までの指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県採用案内ホームページ(URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和3年7月16日(金)から同年8月23日(月)までとします。
なお、令和3年8月23日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和4年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験案内を配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

令和3年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和3年7月16日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
一般事務	約7名
警察事務	約1名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和 51 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成 11 年改正前の民法（昭和 29 年法律第 89 号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）
- (4) 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第 1 次試験

- (1) 試験種目
職務基礎力試験及び適性検査（適性検査は第 2 次試験の総合人物試験において評価します。）
- (2) 試験日
令和 3 年 9 月 26 日（日）
- (3) 試験会場
三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）
三重県勤労者福祉会館（津市栄町 1-891）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和 3 年 10 月下旬の指定する日
第 1 次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和 3 年 7 月 16 日（金）から同年 8 月 26 日（木）までとします。
なお、令和 3 年 8 月 26 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和 4 年 4 月 1 日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験案内を配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和3年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和3年7月16日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数
学校事務	約1名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

5 第1次試験

- (1) 試験種目
職務基礎力試験及び適性検査（適性検査は第2次試験の総合人物試験において評価します。）
- (2) 試験日
令和3年9月26日（日）
- (3) 試験会場
三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）
三重県勤労者福祉会館（津市栄町1-891）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目
作文試験及び総合人物試験
- (2) 試験日及び試験会場
令和3年10月下旬の指定する日
第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和3年7月16日（金）から同年8月26日（木）までとします。
なお、令和3年8月26日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和4年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも受験案内を配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和3年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）を次のとおり実施します。

令和3年7月16日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官A	男性	約7名
	女性	約3名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）

で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和4年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、論文試験、適性検査

論文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

令和3年9月19日（日）

(3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和3年11月9日（火）から同月20日（土）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットによるものにより、三重県採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込書の受付期間

令和3年7月16日（金）から同年8月23日（月）までとします。

なお、申込みは令和3年8月23日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和4年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和3年度三重県警察官B採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和3年7月16日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官B	男性	約23名
	女性	約10名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの人
- イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、作文試験、適性検査

作文試験は第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

令和3年9月19日（日）

(3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

三重県伊勢警察署（伊勢市神田久志本町1481-3）

三重県尾鷲警察署（尾鷲市古戸町1-50）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

人物試験、身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和3年11月9日（火）から同月20日（土）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込は、原則としてインターネットに限り、三重県採用案内ホームページ（URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）から申し込んでください。

8 受験申込書の受付期間

令和3年7月16日（金）から同年8月23日（月）正午までとします。

なお、申込みは令和3年8月23日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和4年4月1日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
